

## 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民に教育を受ける権利を保障する公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置が講じられてきた。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に私学助成を抑制、削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、平成11年度に「財政危機」を理由として経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、平成26年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、平成27年度は国からの財源措置(国基準単価)を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は苦しく、十分に教育条件を改善できない事態が続いている。

また、父母負担の公私格差は未だ大きく、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、授業料助成制度があるものの、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、授業料助成の県単独分が大幅に減額された。特に乙ランク(年収350～840万円)で父母負担の公私格差は大きく広がり、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますます増えた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれてきた。

平成28年度までの3年間は、国の就学支援金の新たな加算分約15億円(約5億円×3年)を活用して、愛知県の従来授業料助成制度を実質的に復元し、授業料本体については、甲ランク(年収350万円以下)は無償、乙Ⅰランク(年収350～610万円)は3分の2、乙Ⅱランク(年収610～840万円)は半分が助成されることとなった。また、入学金助成は甲ランクが20万円に増額・実質無償化され、昨年度、乙ランクが9年ぶりに増額された。

このような県の努力によって、甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化されたが、施設設備費などを含めた「月納金」では、未だ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で学費の高い私学に来ているという現状がある。一方、入学金助成は、甲ランクは実質無償化されたが、乙Ⅰランクは10万円(入学金の2分の1)、乙Ⅱランクは6万5千円(入学金の3分の1)で、授業料助成制度(甲

ランク無償、乙Ⅰランク3分の2助成、乙Ⅱランク2分の1助成)のレベルには届いていない。

そのために、「父母負担の公私格差の是正」は、未だ抜本的な解決には至っておらず、今年度より愛知県立高校の入試制度が見直されたが、その一方で、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。

全国的には、大阪、京都に続いて今年度より東京、埼玉が私立高校無償化へ踏み出し、「私学も無償化」への期待は大きく高まっている。政府は5月18日、6月19日に「高校生等への修学支援に関する協力者会議」を開催し、すでに制度改善の検討に入っているが、私学を自由に選択できるようにするためには、就学支援金の一層の拡充をはじめ、各県格差の是正、支給対象を学納金とすることなどは喫緊の問題である。

私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・市民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

国においては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を、一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

提出先 内閣総理大臣 殿  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

愛知県豊明市議会議長 月岡修一